

廃第1845号-3
令和3年3月23日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県千葉市稲毛区園生町260番地の12 有限会社徳之島興業 (代表取締役 今村 裕幸) (法人番号 6040002015078)
許可の番号	第01200149544号
処分の年月日	令和3年3月23日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社徳之島興業の役員は、法第25条第1項第15号の規定により、懲役刑及び罰金刑に処せられたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハ及びニに該当するに至った。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ハ及びニ（法第25条から法第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当することから、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。
備考 〔聴聞開催日など〕	—

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 1848 号 - 3
令和 3 年 3 月 23 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理施設設置許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 3 により許可の取消しを行いましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県安房郡鋸南町保田 350 番地の 1 有限会社アライ (清算人 新井 千代子) (法人番号 2040002100107)
許可番号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 12 年政令第 493 号) 附則第 2 条第 2 項の規定によるみなし許可であって、同条第 3 項の規定により平成 16 年 8 月 24 日付けで産業廃棄物処理使用届出書が提出されたもの
取消年月日	令和 3 年 3 月 23 日
取消の理由	有限会社アライ (以下「アライ」という。) は、法第 14 条第 6 項ただし書に定める者に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定する産業廃棄物処分業の許可を千葉県知事から受けずに、産業廃棄物の処分を受託し、当該産業廃棄物を千葉県内の原野に埋め立てて処分し、もって、みだりに捨てたものである。 アライの行為は法第 14 条第 6 項及び法第 16 条に違反するものであって (無許可営業及び投棄禁止違反)、法第 15 条の 2 の 7 第 3 号 (違反行為をしたとき) に該当するとともに、千葉県の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準により、法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号による許可取消しの要件である「情状が特に重いとき」に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684